

### 第 3 章 町民の役割と責任

第 8 条（自立と自律） おいらせ町民は、まちづくりの主体者として、自立の精神に則り、自ら解決できる問題は自ら解決しなければなりません。

2 おいらせ町民は、自律の精神に則り、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。

第 9 条（まちづくりへの参加） おいらせ町民には、地域活動、公益活動、ボランティア活動など自主的な活動により、暮らしやすい地域社会をつくる役割があります。

第 10 条（行政、議会との協働） おいらせ町民には、行政と議会について学び、理解することにより、暮らしやすい地域社会をつくる役割があります。

2 町民には、町民、行政、または議会と協働でまちをつくる役割があります。

第 11 条（互いの権利を守る責任） おいらせ町民は、お互いに協力して子どもを守り育て、障がい者、お年寄りなど手助けを必要としている町民を思いやり、町民の幸福を実現するために努力しなければなりません。

#### < 1 案 >

第 12 条（ふるさとと地球の環境を守る責任） おいらせ町民は、ふるさとの歴史・文化および自然を守り次代に伝えるために努力しなければなりません。

2 また、おいらせ町民は水や空気の汚染を防ぎ、美しい地球を次代に引き継ぐために努力しなければなりません。

#### < 2 案 >

第 12 条（ふるさとを守り伝える責任） おいらせ町民は、ふるさとの歴史・文化および自然を守り次代に伝えるために努力しなければなりません。

第 13 条（地球環境を守り伝える責任） おいらせ町民は水や空気の汚染を防ぎ、美しい地球を次代に引き継ぐために努力しなければなりません。

【意見】

◇地球環境を守るために、おいらせ町民は何ができるかということが思い浮かばない。地球環境保護に関する内容を盛り込んでよいものか疑問がある。

→身近な自然環境を守ることが、最終的に地球環境を守ることに繋がると考えれば、地球環境保護に関する内容を盛りこんでもよいと考える。

→全国的にみても、自治基本条例に地球環境に関する条文を盛り込んでいる自治体は例がない。おいらせ町の特徴として誇れるのではないか。

◇見出しは「ふるさとと地球を守る責任」ではどうか。

◇地球環境を保護する手段は「水や空気の汚染を防ぐ」だけではない。例えば「エネルギーの浪費を防ぐ」、「資源を節約する」などの表現を加えてはどうか。